

平成21年度大平成21年度大津市事務事業評価（二次評価）事業仕分け結果

班 別	第3班	時 間	16:07~16:54
事業番号	24	所管部課名	建設部 道路管理課
事業名	(補)私道整備補助事業		
事業仕分け結果	(4)市実施 内容・規模見直し		
内 訳	(1) 不要	—	
	(2) 国及び県実施	—	
	(3) 市実施 現行通り	1名	
	(4) 市実施 内容・規模見直し	4名	
	(5) 市実施 民間委託	—	
	(6) 民営化(NPO、地域団体含む)	—	
<p>【事業仕分け判定に係る意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私道であっても、ケガや事故につながる場合の対応の方が優先度は高い。 ・お金がなくて直せない場合は、最終的に福祉部局と連携してでも自治体が直すべきと考える。 			

事業仕分け発言要旨	
コーディネーター・評価者	事業説明者・補助者
	・事業概要説明（省略）
<p>(コーディネーター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の申請数は、平成22年度予算時期には増えるのか。 ・全体の市道延長に対する私道の割合は。 ・すぐに補修が必要なケースがあると思うが。 ・要望後、施工までの期間は。 ・公道認定について。 ・この制度の手続きは。 ・市民へのPRは。 ・補助率変更に伴う申請減の把握は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度は申請数と予算化数は同数である。今後地元でまともれば増える見込みである。 ・私道延長の統計データはない。旧志賀町域に未認定団地（私道）が22ある。 ・管理外である。補修方法を提案することは可能である。 ・翌年にできる場合もあれば、延長等の条件により2か年にわたるケースもある。 ・権原関係の解決が困難。市道認定要綱に則る必要がある。分筆等にも多くの経費がかかる。 ・申請があれば対応する。同意書をいただく。 ・地元要望であげていただいております、周知されている。 ・その時点でそうした相談はなかった。 ・公益性の高い道路には8~9割の補助をして管理していきたい。

・公道に関する維持管理経費は。	・不足している。
・公道、私道の優先度は。	・市道が優先。私道の荒れ方はひどい。
・限られた財源。どちらかに絞るべきでは。事故やケガの危険性が高い等、基準は。今はお金の基準である。	・幅員等の基準は作っている。市として負担できない。本来は所有者である。
・申請が10件あれば可能か。	・財政に要求する。枠はあり、選択する。
・お金の条件でなく、高齢者のみで対応できない場合等は優先すべきでは。	・できない。自治会の手続き説明や業者紹介は可能である。
・守山市のように補助率30%としたらどうなるか。	・大津市は360万円の補助だが倍額の工事である。自治会なら積立をするなどの手立てが必要になる。なかなか難しい。
(コーディネーター) ・住民が施工するケースがある。公道なら責任の所在が明確。材料支給方式は。 ・私道なら公道の基準を適用しなくても良いのでは。	・大津市の市道に対する材料支給方式はある。リーダーとなっただけの方がいない。 ・私道でも市道と同等の基準を確保していただくようお願いしている。
・舗装など、市として本当に手を出さないのか。判例や弁護士に対する確認は。	・陥没等が発生している例があるが、手は出せない。道路管理者として修繕はできない。
・無理だが、補助金は出している。	・申請していただく。
・補助金は出すが、直すことはできないのか。	・補助率に関し、要綱を改正したいと考えている。
・それだと全体になる。緊急的な対応である。	・それは特定の対応になり、公平性に欠ける。
(コーディネーター) ・公益性の範囲である。プラス緊急度である。	—
・救急車等が入れるようにするといった、最低限の部分である。クリアすべきハードルはあるが。	・今のところではできない。補助率の見直しによりハードルは低くなると考えている。
(コーディネーター) ・自治会の皆さんで実施してもらうように促す方が、補助率を上げるよりも効果的ではないか。	—
・お金のある、なしによりその都度行政側が補助率を見直してもよいのでは。	・臨機応変にできれば良いが、行政にその判断を求められることは難しい。
・要綱に弱者救済に関する事項を設けるとか。	・道路は基盤施設である。弱者も含め同等である。
・それは公平にならない。弱者を救済して公平になる。	—